

申込みから採用までのQ & A

Q1. 指定校制度って何ですか？

当会では、毎年、日本国内にある学校約 560 キャンパスを指定校としています。基本的に、日本国内 34 地区に分かれるロータリー地区毎に、その地域内に所在するキャンパスを指定校としています。ただし、その内、10 校程度のみ、地区の採用方針に適う学校や、地区内のロータリークラブに通える距離のキャンパスである等という理由で「地区を越えた指定校」として指定する場合があります。

Q2. 現在通っている学校(キャンパス)は、指定校になっていますが、来年 4 月から通学する学校(キャンパス)は、指定校になっていません。申込みはできますか？

奨学金開始年の 4 月に通学するキャンパスが、指定校になっていなければ、申込みは出来ません。キャンパス毎の指定校となっているため、複数の県にキャンパスを持つ学校は、同じ学校であっても、指定校になっている場合と、なっていない場合があります。当会、ホームページなどにある「指定校一覧」にて、地域別のキャンパスをご確認ください。

Q3. 複数の地区から指定校として選ばれている様ですが…？

当会の指定校制度では、Q1. の通り、学校所在地区以外の近隣地区が、地区を越えて指定をする場合があります。学校によっては、同じキャンパスで複数の地区から指定を受ける場合があります。複数の地区から指定を受けている場合は、それぞれの地区内の世話クラブに通うことを想定し、お申込みください。

Q4. 連合大学院に所属しています。所属している学校と通学している学校のどちらから申込みをしたら良いですか？

通学し、直接指導を受けている学校からの申込みとなります。そのため、所属している学校が、指定校に選ばれていたとしても、通学している学校が指定校に選ばれていなければ、申込みは出来ません。

Q5. 奨学期間中に、母国に帰ることはできますか？

当会の奨学金は、日本に在留する留学生を対象としています。そのため、奨学生は、4 月から 3 月までの 1 年間で、出国できる日数が決められています。詳細は、添付の「確約書」をご参照ください。

Q6. 申込時に、出国している学生の申込みは出来ますか？

申込みは可能ですが、出国中の学生が申込みをしたとしても、日本で面接を受けられない場合は「無資格」となります。面接は地区によって日程が異なりますが、12 月から翌年 1 月頃に行います。当会の奨学金制度は、日本で面接をし、合格後は、日本でロータリー会員との心のふれあいを通して真の国際交流、相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を学んでいただきます。奨学生の義務として、地区行事、毎月の例会に出席をする必要があり、それを踏まえて申込みをしてください。

Q7. 合格後にすることはありますか？

申込者は、3 月 1 日までに WEB 上で「奨学金受給回答」と連絡先などの登録を行う必要があります。

Q8. 合格通知をもらったらもう奨学生ですか？

4 月に奨学生になるためのオリエンテーションが各ロータリー地区で開催されます。このオリエンテーションで、奨学生の心得や基本的な約束事項の説明を受け、「確約書」に署名をしていただくと正式な奨学生になります。オリエンテーションに出席し、「確約書」を提出しなければ、奨学金が支給されません。

Q9. いつから奨学金を受け取ることができるのですか？

オリエンテーション後、正式に奨学生になってからの支給となります。ほとんどの地区は4月中に支給しますが、一部の地区は、オリエンテーション後、5月にクラブにて4,5月分を合わせて支給する場合があります。

Q10. オリエンテーションの日程はいつわかりますか。欠席した場合どうなりますか？

オリエンテーション開催一か月前頃に開催地区から案内が送られます。地区によって、学校経由で送られる場合と奨学生に直接送られる場合があります。更に、当会ホームページトップページの「News & Topics」にて、全地区の日程・場所を公表します。欠席は、原則として認められません。

Q11. 奨学金はどのようにして受け取るのですか？

初回の4月分の奨学金は地区によって支給方法が異なります。5月以降の奨学金の支給は、世話クラブの例会に出席してから当月の奨学金を支給します。多くのクラブでは、例会の席上で支給しています。

Q12. 奨学期間中に休学をする予定です。申込みは出来ますか？

奨学生は、出国、休学に関する規程により、出国、休学の日数に制限があり（確約書参照）、事前に申請する必要があります。規程に反することがなく奨学生としての義務が果たせるのであれば申込みは可能です。申込書では、60日以上での出国や休学予定を聞いていますが、申込書提出後に出国、休学、留学予定が決まりましたら、面接などで事前に地区へ伝えてください。奨学生に採用された場合は、4月以降に更に申請手続きが必要となります。ただし、クラブや地区主催の行事への欠席が続いたり、積極的に休学を利用したり奨学生としての義務*が果たせない学生は奨学生としてふさわしくないと判断される場合があります。当会の奨学金は、単に、奨学金を渡すだけではなく、クラブ・地区での交流を通じて国際理解やロータリー精神などを学んでいただくことを主な目的としていることをご理解ください。

*奨学生としての義務：確約書参照

Q13. 申込み後、病気(または妊娠・出産・怪我など)をしました。どのような手続きが必要ですか？

状況がわかり次第、推薦している学校を通して地区または奨学会に連絡してください。世話クラブ、カウンセラー制度を行う上で、関係者で、病気（または妊娠・出産・怪我など）について把握し、受け入れ態勢と危機管理上の配慮などを検討する必要があります。世話クラブ、カウンセラーは、地区の選考試験後すぐに選定され、受け入れ準備をします。奨学金の合格前であっても後であっても連絡は必要です。また、奨学生になった時でも、同様の対応が必要となります。なお、奨学生としての義務*が果たせない場合は、申込みや合格を辞退してください。

*奨学生としての義務：確約書参照

Q14. 申込み後、応募資格に関わる変更の可能性がある場合はどうしたら良いですか？

在留資格が採用年度の4月1日時点で応募資格を満たさない場合、至急、地区または奨学会へご連絡ください。学業成績不良による留年、退学予定、学費未納による除籍の可能性、学則違反の可能性などが発覚した場合や入学予定校が不合格になったときも必ずご連絡ください。

Q15. 結婚して在留資格が変更になりますが、奨学生としての資格はどうなりますか？

結婚をしたとしても在留資格が「留学」である必要があります。申込時だけでなく、その後、奨学生になった場合も、在留資格が「留学」（地区奨励は、「留学」、「研修」、「文化活動」）でなければ奨学生としての資格を失います。また、「難民」の場合は、難民認定を取り消されたとき、奨学生としての資格を失います。

Q16. 博士の学位を取得していたら申し込めないと聞きましたが、募集要項には書いていません。申し込めるのですか？

2022 学年度までは、博士の学位をすでに取得している方には、応募資格はありませんでした（すでに取得している学位と異なる名称、分野の博士の学位を目指すのであれば資格があった）。しかし、博士の学位をすでに取得している学生であっても、改めて日本の大学・大学院の学位取得を目指すのであれば、応募することが可能となりました。

■ 学校担当者 Q&A

Q1. 申込画面にある「学内選考の目安」は、必ず守らなければいけないですか？

学校担当者の専用画面「奨学金申込者一覧画面」に記載している、「学内選考の目安」は、地区が指定校に対して要望するの学内選考で重視していただきたい項目です。選考のミスマッチを防ぐため、学内選考における優先項目としてください。ただし、在籍留学生の国籍割合などの関係で、やむを得ず「学内選考の目安」に沿った推薦が難しい場合は、地区にご相談ください。その他、「学内選考の目安」で不明な点がありましたら地区にご確認ください。

Q2. 学生を推薦するにあたって気を付けることはありますか？

クラブ、地区を中心とする交流会に参加することによって国際親善と奉仕の精神を学んでいただく奨学金であることを申込者、指導教員、学校担当者の皆様にもご理解いただくようお願いします。学業成績だけでなく、人とのコミュニケーションを大切にできる学生、異文化を理解しようとする熱意や意欲がある学生が求められています。合格後、オリエンテーションを欠席したり、時間がとれない等の理由で例会・行事欠席、奨学金の途中辞退や、当会の「休学」申請を積極的に利用したりする状況にならないよう、留学、妊娠、出産、育児、介護、病気、経済的理由などによる長期帰国等の学籍状況をあらかじめ確認のうえ、米山奨学生の義務が果たせる方をご推薦ください。また、成績不良等による留年や退学予定、学費納入や在留資格更新状況などによって除籍などの可能性が無いこと、学則違反の可能性や問題行動が無いことなども確認のうえご推薦ください。